

○第3期行動計画及び進行管理表補足説明

評価項目5 幼稚園・保育園運営の見直し

・子育てニーズ調査

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い策定する子ども・子育て支援事業計画の基礎資料として、町内の子育て世帯（0歳から小学5年生 1,085世帯）を対象に実施。調査項目は、国および県から示された必須項目のほか、川島町立幼稚園閉園後の施設の有効活用について調査をした。

・子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法により市町村への設置が規定された（努力義務）ことから、条例に基づいて設置された附属機関。学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して協議する。

・子育て支援拠点事業

町の施設を活用し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組。

・子育て支援拠点事業庁内検討委員会

①子育て支援拠点事業の在り方に関すること②川島町立幼稚園の跡地利用に関すること③その他子育て支援拠点事業に関することを所掌する。

・子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した『子ども・子育て関連3法』（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する『子ども・子育て支援新制度』を平成27年度から開始。①「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」を、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより、その普及を進めること、②「保育の量的拡大・確保・保育の質的改善」地域のニーズを踏まえ、認定こども園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消を進め、多様な教育・保育の充実を図ること、③「地域の子ども・子育て支援の充実」地域のニーズに応じられるよう、子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、多様な子育て支援を充実させることの3つが主な目的である。

評価項目6 人事管理制度の充実

・人事管理の効果

人事考課については、平成22年度に管理職を対象に試行し、その後全職員へ対象を拡げて試行してきた。平成25年度に実施要綱を定めたので、今後は要綱に基づいて実施する。

試行の結果としては数値化されたデータを活用することで、人事管理や人事異動に客観的な判断基準を加えることができ、昇任・昇格についてのデータとして参考にできた。また、職員のモチベーションも上がり、職員の育成につなげることができている。

評価項目7 職員の能力向上・意識改革

・職員研修計画

広域研修や町単独研修について、研修内容に応じて参加する職員を割り振ったもの。

・階層別基本研修

各職位に求められる職務遂行能力の向上を目的とした研修。

・人材育成基本方針

長期的な視点からすべての職員の共通目標として「目指すべき職員像」と「求められる能力」を示したもの。この方針をもとに上記研修計画を作成する。

・メンタルヘルス研修の不足

仕事に対する強い不安、悩み、ストレス等が要因となり心の健康問題を抱える職員が年々増加しているため、メンタルヘルス研修の充実を図る。

評価項目8 職員提案制度の活用

・職員提案制度

町職員提案用紙を提案職員から政策推進課へ随時提出。その後所管課より2週間以内に実施の可否の回答を受け、政策推進課から提案職員へ回答する。町長は特定の事項について、提案を募集することがある。

(平成25年度提案内容 ※一部抜粋)

マスコットキャラクターのPRについて・・・実施

電話番号の3桁化・・・却下

新規採用職員の議会傍聴・・・実施

・職員提案制度の取扱い改正内容

所管課からの回答を、行政会議にて報告する。これにより、町長・副町長・教育長の三役への報告も兼ねて提案の対応について職員への周知も図ることができる。

・パワースポット

サイクリング事業プロジェクトチームの報告書内に記載のあった提案により平成の森公園をパワースポットとして広くPRする方策という具体的なテーマを設けて提案を募った。

※パワースポット…古来からの言い伝えや超自然的な力によって人間に良い影響をもたらすと信じられている場所。

評価項目 9 町税等の収納率向上

・平成24年度の県内での収納率順位（63市町村）

町税・・・8位（98.8%）

国保税・・・12位（93.1%）

評価項目 10 補助金・負担金等の見直し

・補助金の交付基準、見直し基準

運営費補助は使途が不明な点が多く、団体設立当初の補助金という意味合いが強い。このため、町からは必要な事業に対する補助を行う事業費補助の考え方を主として下記の基準表による交付審査、見直しを実施。140件中96件達成。

補助金交付基準

内容	項目	視点
判断指標	(1)事業の公共性が確保されているか(公益性・透明性)①・②はいずれかに該当。③・④は必須	①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみの利益に供することのないもの。
		②地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。
		③行政の施策として、事業を個人・団体に積極的に推進しようとするもの。
		④条例・規則・要綱等により補助事業が明確に説明できるもの。
	(2)事業の効果があるか(有効性・効率性・適時性)①～③全て必須	①補助金の交付による効果が認められるもの。
		②事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会・経済情勢に合致していること。

		③多様な主体と行政の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
	(3)団体等の適格性	①団体等の会計処理及び使途が適切であること。
		②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
		③団体等の事務処理等を団体で行っていること。
		④団体等の会計処理上、補助額を超える繰越額がないこと。
補助対象経費	事業費対象の原則	①団体運営費に対する補助は原則対象としない。ただし、町の施策を達成するためのものや新規団体に対する場合は除く。
		②現行の団体運営費のうち、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。
		③調査研究に係る事業のうち、直接事業に係らない視察旅費は対象としない。
	補助率・補助単価の明確化	①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率・補助単価等の数値基準を要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定する。
期間	(1)終期設定の原則	①町単独補助金は、原則として通算3年以内とする。
		②国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお、補助期間内であっても必要に応じて見直す。

補助金見直し基準

方向	項 目	見直し手法・内容等
継続・見直し	(1)法令等により補助の実施が義務付けられているもの。	経費精査
	(2)国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、町の負担が義務的であるもの。	経費精査 国県補助終了をもって廃止
	(3)他市町村との協議等によって町の負担が決定しているもの。	経費精査 他市町村と協議
	(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの。	経費精査
	(5)「補助金交付基準表」に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの。	経費精査

廃止	(1)既存の団体運営経費に対する補助。	廃止 場合により事業費補助への切替等
	(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの。	廃止
	(3)社会情勢の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。	廃止 場合により終期の設定
	(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的が曖昧になっているもの。	廃止 場合により終期の設定
	(5)その他、交付に対する基準に適合していないと思われるもの。	廃止 場合により終期の設定
費目変更	補助金になじまない事業(町の事業費で支出)	委託費、負担金、補償費等の検討 場合により終期の設定
統合廃止	交付に関する基準により、補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果があるもの。	経費精査 統廃合

評価項目 1 1 公共施設の外部委託（給食センター）

・ 県内小中学校の給食調理の全面委託率（平成 2 5 年度）

小学校：3. 8 % 中学校：4. 0 % 合計：3. 9 %

評価項目 1 2 町民・企業と連携した公共サービスの充実（図書館）

・ 図書館のあり方研究会

川島町立図書館の今後のあり方について研究し、川島町立図書館の運営の充実を図ることを目的とした研究会。

・ 利用者の満足度調査

満足度について数値を出す調査ではなく、どのような点が満足できるか項目を選ぶ調査を実施した。総合すると、職員の対応がよくレファレンスサービスに満足しているという結果であった。

- ・ **調査回答内の要望に対する対応**

若者や高齢者の居場所作りの工夫やお話し会等のイベントを充実させるよう検討している。また、利用者の要望に応えられるよう職員は研修等に参加し、能力・資質向上を図っている。利用者満足度調査の結果については、今後策定する中期的、長期的計画に反映させていく。

評価項目 1 3 電子自治体の推進

- ・ **コピー用紙使用枚数の削減**

現在は、コピー用紙を持ち出す際の管理帳簿への記録や両面での印刷を呼びかけている。今後は、新規でコピー機を購入する際にＩＣカードでの認証管理を導入し、出力制限や課単位での使用枚数集計の実施を検討する。これによりコピー用紙購入枚数の把握及び抑制を図る。

評価項目 1 4 窓口サービスの向上

- ・ **利用案内の作成**

平成 2 5 年度に各種手続きの際の窓口案内を作成。また、行政情報や窓口の情報を記載したかわじまガイドも平成 2 5 年度に作成。

- ・ **町民カードへの切り替え**

川島町に本籍がある場合は、町民カードを作成することで、自動交付機で印鑑登録証明書や住民票の写し、戸籍謄（抄）本の交付を土日祝日も受けることができる。これにより窓口サービスの向上を図る。

評価項目 1 5 情報公開の推進

- ・ **町民コメント制度（パブリックコメント）**

町の施策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上と町民等への説明責任を果たすとともに、町政への参加を推進することを目的とした制度。当該施策等の案の趣旨その他必要な事項を公表し、その案について町民等から提出された意見を考慮して意思決定を行うという手続き。町から町民への情報発信。

- ・ **かわべえメール**

新たな防災情報伝達手段として、登録された携帯電話、パソコンへ電子メールで、町からの様々な情報を配信するシステム。

評価項目 1 6 町民と協働によるまちづくり

- ・ **かわじま安心お助け隊**

日常生活で困りごとがある高齢者などに、登録したボランティアが掃除、庭の手入れ、

買い物代行や外出の付き添いなどをするもので、地域住民によるお互いに助け合う会員制のサービス。1時間600円。

・ **町民提案制度**

広聴事務取扱規程に則って町民から幅広く寄せられた意見を町政に反映させようとする取組。町民から町への発信。

評価項目 17 地域団体による活動の推進

・ **自主防災組織**

地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）。地域の方々の合意に基づき、自発的に活動を行うという意味で、消防組織法により消防機関として位置づけられている消防団とは性格が異なる。

通常、町内会や自治会単位に結成されるが、地域の方々が自発的に活動する団体であれば、町内会や自治会単位の結成に限定しているものではない。